

令和7年11月吉日

司法試験合格者及び司法試験受験者の皆さんへ

愛知県弁護士会

会長 川合伸子

同法科大学院委員会

委員長 安田貞之

## ロールーム開催のご案内

### ～法曹の現場から見える世界～

愛知県弁護士会法科大学院委員会では、司法試験合格者及び司法試験受験を考えている皆さんを対象に、法律実務家という職業の魅力を伝えるための連続講演「ロールーム」を実施します。

皆さん、特に司法試験受験者はこれまで法律実務家になるための「理論」を勉強してこられて、その成果を、司法試験において試されたものと思います。しかし、法律実務家は、実際に起こってしまった事件で困っている人々のため、また、その時々に発生する社会問題に対応するために活動しているのであって、「理論」のために存在するわけではありません。この「ロールーム」では、そのような「理論」の先にある事件・社会問題とはどのようなものなのか、また、それらの事件・社会問題について、一人一人の法律実務家が、どのように対処し、それらの事件・社会問題を通じて、何にやりがいを感じているのか、という司法修習や実際の実務につながる有益かつ充実したお話を聞いていただく機会をご用意しました。

法律実務家は、一生、勉強を続けていかなければなりませんが、この「ロールーム」は、司法修習又は来年度以降の司法試験合格に向けて、そのモチベーションを高める一助や、これから自分がどのような法律実務家になりたいのかという理想像を考えるヒントにもなるかもしれません。全ての講演は無料です。

本年は、弁護士会館での会場講演と併せて、Zoomミーティングを利用しWeb上でも講演を行います。講演の一部のみの参加でも問題ありませんので、多くの方のご参加をお待ちしております。

なお、今年度は79期修習予定者向けの事前研修を、翌日に実施することから、本企画単独での懇親会は開催しません。ただし、本企画受講者は、事前研修参加対象者以外でも事前研修後に開催される懇親会に参加可能です。奮ってご参加ください。

### 記

(1) 実施方法 ①現地参加：愛知県弁護士会館4階会議室

名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

②Zoomミーティング

※ ZoomのID・パスワードは、申込者に後日連絡。

(2) 対象者 ①司法試験受験生／予備試験合格者（本年度合格者を含む）

②法科大学院生、③予備試験受験生、④司法修習生

⑤その他、法学部生をはじめ、今後法曹を進路として考えている方

※ 若手弁護士の参加も歓迎します。

(3) 費用 無料

#### (4) 日時、内容

※ 講師は、別記がある場合を除き、愛知県弁護士会所属の弁護士です。(敬称略)

| 3月2日（月）     |  |      |
|-------------|--|------|
| 時間割         | 内 容  | 講 師  |
| 10:30～12:00 | <p>「生活保護基準引下げ違法判決の訴訟について」</p> <p>本年6月27日、生活扶助基準の引下げに係る保護費減額処分の取消し等を求めた訴訟の上告審において、厚生労働大臣による本件引下げの違法性を認める判決がされました。最高裁判所が、国（厚生労働大臣）による生活保護基準そのものの引下げについて審査し、違法との判断をしたのは、日本の司法において初めてのことと、画期的な判決といえます。</p> <p>提訴から最高裁判決が出るまでの経緯及び詳細や、公共訴訟（政策形成訴訟）のやりがいについて、最高裁での弁論や旗出しを経験した講師からお話ししていただきます。からお話ししていただきます。</p>  | 久野由詠 |
| 13:15～14:45 | <p>「労働法務の実務と意義：使用者側弁護士の立場から」</p> <p>企業経営上、人事労務に関するコンプライアンス体制の整備は、企業の大小を問わず避けては通れません。人事労務に関する法規制の複雑化、インターネットの普及による法的知識へのアクセスの容易化、権利意識の高まり、いわゆる合同労組・ユニオン等と呼ばれる企業外労働組合活動の活発化、法曹人口の大量増員等の要因により、労働関係への対応の重要度は増すばかりです。</p> <p>企業側での労働問題に注力されている講師より、普段の業務内容や、労働事件、ひいては個人対企業の企業側で仕事をすることのやりがいについてお話ししていただきます。</p> | 天白達也 |
| 15:00～16:30 | <p>「企業買収防衛策など」</p> <p>敵対的買収の局面において、会社の経営支配権を巡って様々な攻防が繰り広げられ、株主をはじめとする多数のステークホルダーの利害が複雑に絡み合うことになります。そのような状況においては、様々な法律分野における専門的な知識や理解を踏まえ、迅速かつ適切なアドバイスを提供することが必要です。</p> <p>企業買収防衛案件を中心とした企業法務に携わられている講師から、同類型案件の対応についてお話ししていただきます。</p>  | 村松祐哉 |

※ 弁護士会館周辺はお食事のできる施設が非常に限られておりますので、昼食は各自でご持参ください。なお、ゴミは各自でお持ち帰りいただくようお願いいたします。

#### 《お申し込み方法》



左記の二次元コード又は下記アドレスのリンクより参加受付フォームにご回答下さい。

<https://forms.gle/hqDDTZCDd4oXjMBT7>

お問い合わせ先 愛知県弁護士会事務局 第2課 業務・広報係

TEL : 052-203-0730 FAX : 052-204-1690

お申し込み締切

令和8年2月25日（水）